

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 27.6.17 第 189 回国会第 25 号

6 月 17 日（水）、第 25 回の委員会が開かれました。

1 厚生労働関係の基本施策に関する件

- ・塩崎厚生労働大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本年金機構理事長

水 島 藤一郎君

（質疑者及び主な質疑内容）

西 村 智奈美君（民主）

- ・年金情報流出の対応に要する費用の財源や情報流出に関わる補償の有無については日本年金機構不正アクセス事案検証委員会での検証結果を待って検討を行うとしている以上、厚生労働大臣は当該委員会に対し結論を出す期限を明確に示すべきではないか。
- ・今回の年金情報流出に対しては不正アクセスがあった当初から情報セキュリティインシデントに該当すると認識すべきであったと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・今回の年金情報流出事案への対応が適切なものであったかどうかを検証するために情報セキュリティポリシーに基づく手順書を公開すべきではないか。

中 島 克 仁君（民主）

- ・日本年金機構に対する不正アクセスに対して、情報セキュリティポリシーに基づく手順書に沿って対応したにもかかわらず年金情報の流出に至ってしまったのか伺いたい。
- ・今回の年金情報流出事案に対しては、国民の信頼を回復するために再発防止策の完了時期を明確にする必要があるのではないか。
- ・今回の年金情報流出事案に関するインターネット上の掲示板への書き込みを日本年金機構の職員の守秘義務違反の疑いがあるとして早期に告発すべきではないか。

阿 部 知 子君（民主）

- ・現行制度における派遣労働者の無期雇用への転換のための措置の実態に係る調査結果を公開し、労働者派遣法改正案の法案審査の前提として、より早期に提出し、共有すべきではなかったか。
- ・労働者派遣法改正案により直接雇用への転換のための措置の対象となる派遣労働者の範囲は広がるのか、狭くなるのか。
- ・派遣可能期間延長時の過半数労働組合等に対する意見聴取手続については、現行制度でもほとんどの組合が受入れを認めていることから、受入れ期間制限の実効性が低いのではないか。

高 橋 千鶴子君（共産）

- ・派遣先が個人単位の期間制限に達した派遣労働者を別の部署に派遣して欲しいと要請することは、派遣労働者の特定目的行為に該当し、指導の対象となることを確認したい。
- ・現行の労働者派遣法が派遣先による派遣労働者の特定目的行為を禁止している趣旨について伺いたい。
- ・5月29日の本委員会における厚生労働大臣の答弁は、労働者派遣法改正案が特定目的行為を前提としていることの裏付ではないか。